

広報

2025 February

2

No.575

令和7年2月

さかき

りんご狩り



りんご狩りの様子は
こちらからご覧いた
だけます。▶

南条保育園

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

坂城町は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

観光
文化財

提供開始！

さかき里山
トレッキング

デジタルマップ

<https://www.town.sakaki.nagano.jp/www/contents/1735260003610/index>

飲食店も

見られるよ～！



坂城町 デジタルマップ

検索

デジタルマップの
URLと
QRコード

今までの冊子の町の観光ガイドのほかに、これからは、ご自身のスマートフォンやタブレット端末からデジタルマップで気軽に、より詳しく、町内の観光施設や文化財施設の紹介を見ることができるようになりました。また、賛同いただいた町内飲食店情報も見ることができます。

あわせて、さかき里山トレッキングクラブが監修・作製した「さかき里山トレッキングマップ」も今回デジタル化し、スマホなどで手軽にご覧いただきながらトレッキングをお楽しみいただけるようになりました。

各スポットにはねずこのアイコンが表示されています。それをタップすると、各スポットの詳しい説明を見ることができるほか、一部のスポットでは関連動画や3D画像も見られます。

各スポット情報から「Googleマップ」をタップすると、現在地からのナビゲーションを確認できます。

デジタルマップのおもな機能

- 現在地を表示…GPS機能により、現在いる場所にアイコンが表示されます。
- 移動履歴…はじめに現在地を表示した箇所からの移動履歴を線により表示します。
- 2画面…デジタルマップとGoogleマップを同時に表示できます。
- 地図切替…現在表示しているカテゴリー（観光・文化財・飲食店）のマップから別のカテゴリーのマップに変更できます。

人権擁護委員 新任に中島三枝子さん 朝倉美代子さん 小宮山広幸さん 再任に島田秀一さん

任期満了に伴い、町長が推薦した中島三枝子さん、朝倉美代子さん、小宮山広幸さんが町議会の同意を得て、1月1日付けで人権擁護委員として法務大臣から委嘱されました。

中島さんは、平成31年から2期（6年間）ご尽力いただいた竹内琴美さんの後任、朝倉さんは、平成27年から3期（9年3カ月間）ご尽力いただいた小林晴茂さんの後任、小宮山さんは、令和4年から1期（3年間）ご尽力いただいた前沢栄子さんの後任となります。また、島田秀一さんは再任されました。

町には、右記の6名の人権擁護委員が、人権に関する悩みなどの相談に応じています。また、法務局では、さまざまな人権問題について専用電話を設置し、人権擁護委員が中心となって相談を受付けています。

相談は無料で、秘密は堅く守られますのでご利用ください。

- ・みんなの人権 110 番 ☎0570-003-110
- ・こどもの人権 110 番 ☎0120-007-110
- ・女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

坂城町の人権擁護委員

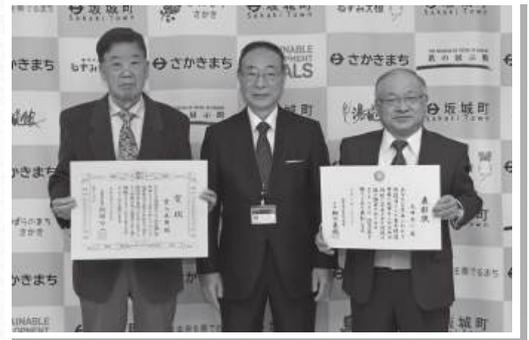
長谷川明美 委員（南条）
島田 秀一 委員（中之条）
中島三枝子 委員（中之条）
田原 茂樹 委員（坂城）
小宮山広幸 委員（坂城）
朝倉美代子 委員（村上）

◎問い合わせ先 企画政策課人権・男女共生係（隣保館内） ☎82-6603

保護司の宮入さんと島田さんが表彰されました

保護司として保護観察や犯罪予防活動などの更生保護活動に長年尽力されている功績がたたえられ、宮入正男さんが長野県知事から、島田秀一さんが関東地方保護司連盟会長から表彰されました。

宮入さんは平成23年から、島田さんは平成30年から保護司として活動されています。おふたりを含め、町内には7名の保護司がおり、坂城町更生保護女性会をはじめ、関係する団体とともにリーフレット等を配布して犯罪予防啓発を行ったり、福祉施設で社会貢献活動を実施するなど、広く活動しています。



保護司とは、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。法に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員ですが、無報酬で、おもに次のような活動を行っています。

保護観察

犯罪や非行をした人に対して、更生を図るための約束ごと（遵守事項）を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の援助などを行い、その立ち直りを助けるものです。

生活環境の調整

少年院や刑務所に収容されている人が、釈放後にスムーズに社会復帰を果たせるよう、釈放後の帰住先の調査、引受人との話し合い、就職の確保などを行い必要な受入態勢を整えるものです。

犯罪予防活動

犯罪や非行をした人の改善更生について地域社会の理解を求めるとともに、犯罪や非行を未然に防ぐために、毎年7月の“社会を明るくする運動”強調月間などの機会を通じて、「講演会」、「住民集会」、「学校との連携事業」などの犯罪予防活動を促進しています。

これらの活動は、地域の中で行われることから、犯罪や非行をした人を取り巻く地域社会の事情をよく理解した上で行っていくことが大切であるため、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じている民間のボランティアである保護司が、保護観察官と協働して更生保護活動の一翼を担っています。

国民年金のお知らせ

令和7年度の保険料は
月額17,510円

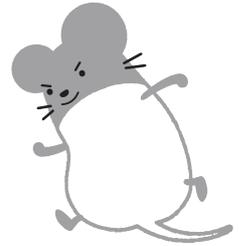
◎問い合わせ先 長野南年金事務所国民年金課 ☎026-227-1287
住民環境課住民係 ☎82-3111(内線123) 直通75-6204

国民年金の納付について

保険料の納付は、納め忘れのない「便利・確実・安心」な口座振替やクレジットカード納付のご利用をおすすめしています。また、口座振替等でまとめて前払い（前納）すると保険料が割引されます。【下表参照】

口座振替の申込み、振替・納付方法の変更は、年金手帳・預金通帳・口座届出印を持参して役場、年金事務所、金融機関などで手続きをしてください。なお、保険料の一部免除の承認を受けている方は、口座振替等の前納・早割はご利用できません。

口座振替や
クレジットカード
納付が便利



前納割引制度

前納割引は、口座振替やクレジットカード、または納付書により、下表の方法で納付する場合に適用されます。なお、令和7年度の割引額と令和8年度の保険料額は2月下旬ごろ決定されます。（下表では、参考として令和6年度の年額及び割引額を記載しています。なお、令和6年度の保険料は月額16,980円でした。）

令和7年4月分からの

口座振替、クレジットカードによる前納の申込期限

▶ 2月28日(金)

【参考】

◆口座振替で納付する場合

昨年度（令和6年度）の年額と割引額

振替方法	振替日(令和7年度)	年額	割引額
2年前納	4月末	397,290円	16,590円
1年前納	4月末	199,490円	4,270円
6か月前納	【上期】4月末 【下期】10月末	100,720円×2回	1,160円×2回
当月末(早割)	納付当月末	16,920円(月額)	60円(月額)

◆納付書(現金払い)で納付する場合 ◆クレジットカード

納付方法	納付期限(令和7年度)	年額	割引額
2年前納	4月末	398,590円	15,290円
1年前納	4月末	200,140円	3,620円
6か月前納	【上期】4月末 【下期】10月末	101,050円×2回	830円×2回



※早割のお取り扱いはありません。
※2年前納の納付書は申込みが必要です。

令和6年3月1日から国民年金保険料の口座振替・クレジットカード納付での前納について、年度の途中からまとめて振替（立替）できるようになりました。前納（6か月前納、1年前納、2年前納）を選択する場合は、初回振替日によって初回振替対象期間が異なります。

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構
HP



令和7年度町県民税申告の手引き

町県民税申告書は2月上旬にご自宅へ郵送します。右記『町県民税申告・確定申告フローチャート』でどんな申告が必要か確認いただき、「町県民税申告書を提出してください」に該当した方は、申告書の提出をお願いします。申告書が送付されていない場合は、税務係にご連絡いただくか町 HP からダウンロードしてご利用ください。

※令和6年中の全ての収入や控除等について、勤務先での年末調整や税務署への所得税の確定申告により確定している方は、町県民税申告書の提出は必要ありません。

【町県民税申告書の送付について】

町県民税申告が必要と思われる方のみ申告書を送付しています（昨年、所得税の確定申告をした方、町県民税を勤務先等で特別徴収（天引き）されている方以外）。

申告書が届いていなくても、申告が必要な場合がありますので、右記フローチャートをご確認いただきますようお願いいたします。

申告の手順

- 1 申告者の住所、氏名、個人番号（マイナンバー）、電話番号等を記入してください。
- 2 現住所欄は1月1日以降、転居などにより住所が変更となった方のみ記入してください。
- 3 収入の状況により、**1**及び裏面（1）～（6）の該当する欄を記入してください。
前年中収入がなかった方は（非課税所得のみの方を含む）は、裏面**2**を記入してください。
- 4 申告に必要な添付書類（町県民税申告書裏面記載）を添えて提出してください。

申告書の提出

令和7年3月17日（月）までに役場1階 総務課税務係へ提出してください。

※町県民税申告書と同封した返信用封筒（切手不要）をご利用ください。

申告書の記入について

所得金額 （令和6年1月1日から12月31日までのもの）

所得金額の計算方法 = 収入金額 - 必要経費 - 専従者控除額

収入金額 = 前年中に収入の確定した金額

必要経費 = その収入を得るために支出した費用

営業等・農業所得	・「営業等」と「農業」を分けて記入してください。 ・裏面の「(1) 事業または不動産所得の内訳（収支内訳計算書）」で収支計算をし、表面 1 ④、⑤、⑥欄に転記してください。								
不動産所得	・家賃、地代、看板設置権利金などの収入です。 ・裏面の「(1) 事業または不動産所得の内訳（収支内訳計算書）」で収支計算をし、表面 1 ④、⑤、⑥欄に転記してください。								
配当所得	・株式等の配当です。 ・配当金通知書等を添付し、所得金額を転記してください。								
給与所得	・源泉徴収票（写し等）を添付してください。 ・源泉徴収票がない方は、裏面の「(2) 給与所得計算書」欄に記入してください。								
雑所得	・「公的年金等」欄に年金・恩給の収入金額を記入してください。 「源泉徴収票」のある方は必ず添付してください。所得の計算は次のとおりです。（65歳以上の方は、S35 1.1以前生まれの方です。）								
	年齢	公的年金等の収入金額	割合	控除額	年齢	公的年金等の収入金額	割合	控除額	※公的年金等所得等計算方法 公的年金等所得 = 年金収入金額 × 割合 - 控除額 ^(*) <small>(*) 年齢等により控除額が異なります</small>
	65歳以上	330万円未満	100%	110万円	65歳未満	130万円未満	100%	60万円	
		410万円未満	75%	27.5万円		410万円未満	75%	27.5万円	
		770万円未満	85%	68.5万円		770万円未満	85%	68.5万円	
1000万円未満		95%	145.5万円	1000万円未満		95%	145.5万円		
1000万円以上	100%	195.5万円	1000万円以上	100%	195.5万円				
・「業務欄」には原稿料、謝礼金、シルバー人材センター配分金、「その他」欄には生命保険契約等に基づく年金などを記入してください。									
総合譲渡・一時所得	・土地建物以外（ゴルフ会員権・機械など）の資産の譲渡による所得について記入してください。 ・一時所得の欄には生命保険契約に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期戻金などについて記入してください。								
分離課税	・公共取用で、特別控除額以内の譲渡所得は、所得税や町県民税の所得割は課税されませんが、所得になりますので買取（取用）証明書を添付し申告してください。								

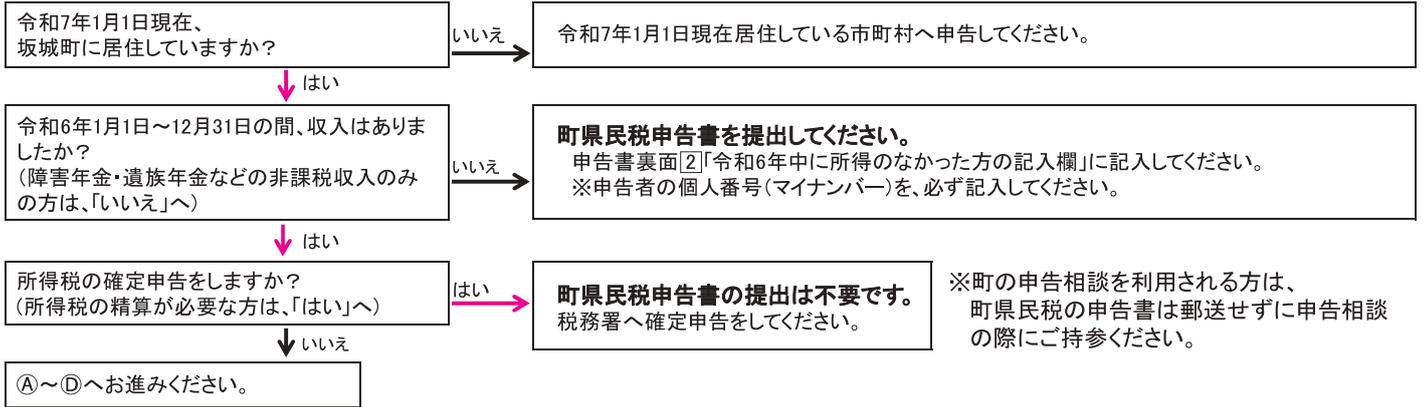
専従者控除

申告者と生計を一にする親族で事業に6か月以上従事した方が対象です。

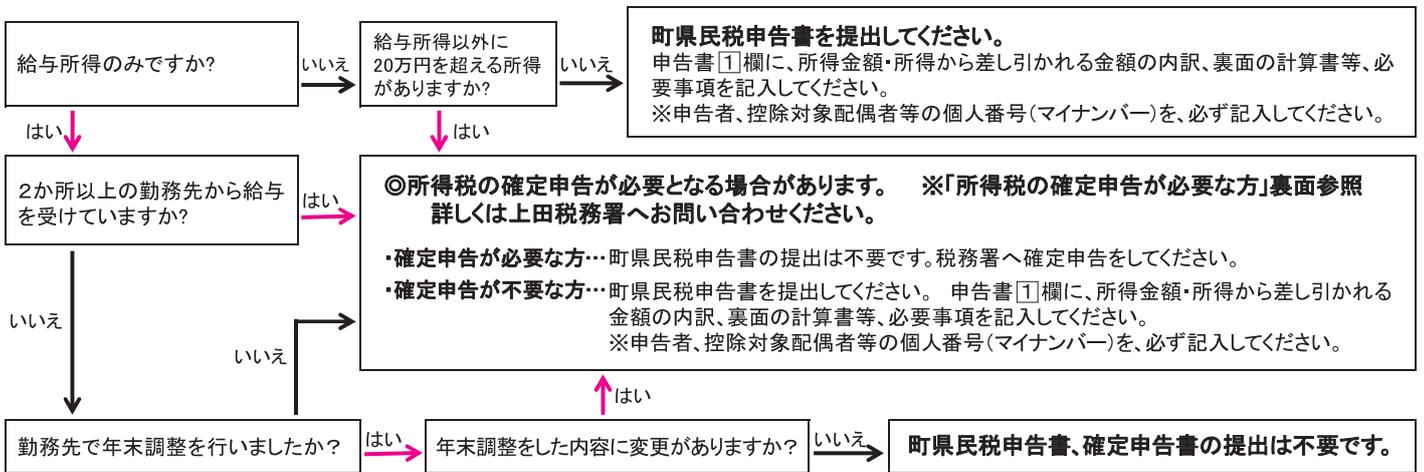
控除額は、「一人当たり50万円（配偶者専従者86万円）」か「(事業所得+不動産所得+山林所得) ÷ (専従者数+1)」の少ない方の金額です。

『町県民税申告・確定申告フローチャート』

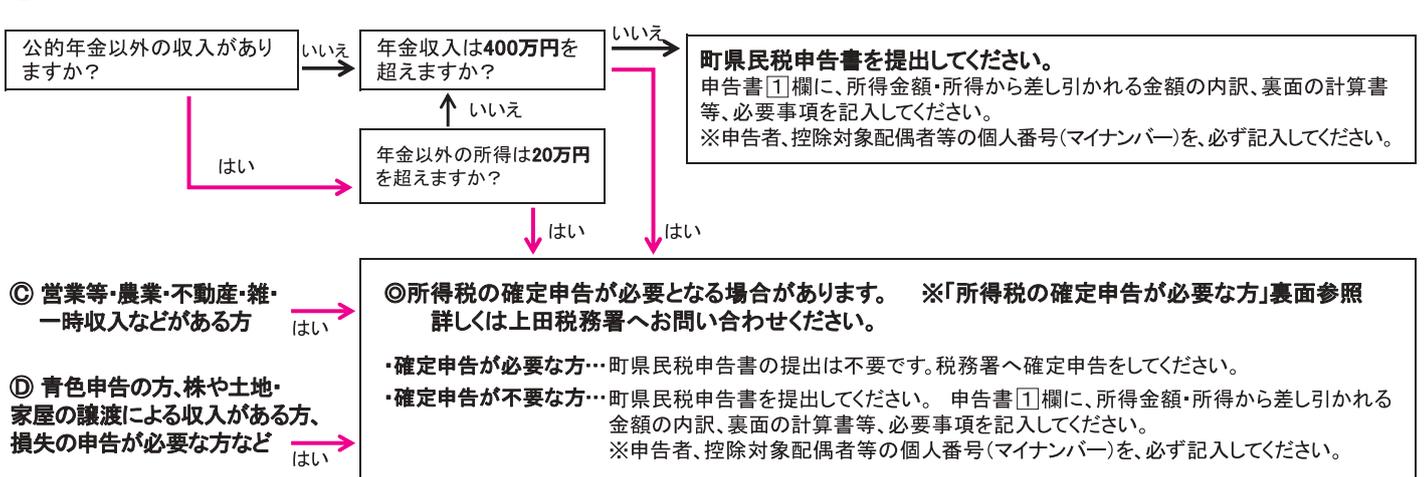
【スタート】



① 給与所得の方 ※パート・アルバイト・日雇を含む



② 公的年金収入のある方



(注)上記に該当しない場合もありますので、あくまでも目安としてお使いください。

●申告書が届かなかった方

昨年3月15日までに所得税の確定申告をした方、町県民税を事業所から特別徴収(天引き)されている方で、町県民税の申告が必要な方には、申告書をお送りしますので総務課税務係までご連絡ください。

◇町県民税に関するお問い合わせ

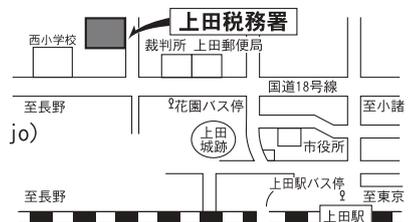
坂城町役場 1階総務課税務係
電話 82-3111(内線143、144)
75-6206【直通】

◇所得税や確定申告に関するお問い合わせ

上田税務署 〒386-8720 上田市中央西2丁目6番22号
電話 22-1234(代表)

国税庁のホームページで
所得税の確定申告書が作成
できます。

(所得税の確定申告書等作成
コーナー-<http://www.nta.go.jp>)
自宅からインターネット
で申告できるe-Taxもご利用
ください。



申告期限は3月17日(月)まで 所得税・町県民税の申告はお早めに

令和6年分の所得税の確定申告・令和7年度町県民税の申告の受付が始まります。

町県民税は、1月1日現在の住所地に前年中(令和6年1月から12月まで)の収入や控除など(保険料や扶養等)を申告いただき、この申告をもとに課税されます。この申告は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの課税資料、所得証明書発行等の資料となります。

この申告を期限内に提出しないと、各種証明書の発行、税・保険料の軽減、医療費・介護サービス・年金等の支給や給付などに支障がでますので、**必ず3月17日(月)までに申告してください。**

申告相談のご案内

町では、町県民税の申告、確定申告書の作成などの相談を行いますので、ご利用ください。

①期間 2月17日(月)～3月17日(月)※土・日・祝日を除く

②時間 9:00～16:20まで《事前に予約が必要です》

予約受付期間 2月3日(月)から3月7日(金) 8:30～17:00まで電話にて受付ます。

予約専用電話 75-0113

③場所 坂城町役場 第1会議室(役場1階)

④申告相談のときに用意していただくもの

- 1 町県民税申告書・本人名義の口座番号が確認できるもの(通帳など)・銀行届出印(所得税納付の場合)
- 2 令和6年中の収入がわかる資料(世帯員で申告が必要な方の給与・公的年金等の源泉徴収票など)
- 3 営業等所得・農業所得・不動産所得のある方は、「収支内訳書」(事前に作成しておいてください)
- 4 生命保険、個人年金、地震保険(旧長期)、国民年金、社会保険料などの支払証明書など
- 5 医療費控除を受ける方は、「医療費通知書」、「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」(事前に作成しておいてください)、「おむつ証明書」など
- 6 障害者控除を受ける方は、障害者手帳、障害者控除対象認定書(介護認定で対象となる場合)など
- 7 個人番号(マイナンバー)確認及び記入のため、申告者及び控除対象配偶者、扶養親族、専従者のマイナンバーカードの写しまたは個人番号(マイナンバー)記載の住民票など
- 8 本人(代理人が申告する場合は代理人)確認のための、マイナンバーカード、運転免許証、公的医療保険の保険証など
- 9 代理人が申告する場合は、委任状(申告者の源泉徴収票、生命保険支払証明書等持参の場合は不要)
- 10 税務署からの「確定申告のお知らせ」ハガキ・利用者識別番号の通知書

※「収支内訳書」「医療費控除の明細書」「セルフメディケーション税制の明細書」は国税庁HP、町HPからダウンロードできます。

※申告の内容によっては、町の申告相談では相談できない場合があります。

譲渡所得(土地・建物・株式の売買)雑損控除・所得税の災害減免、国外在住者を扶養する扶養控除、住宅借入金等特別税額控除(初年度)、青色申告、消費税の申告が必要な方は税務署で申告相談を受けてください。

※インボイス発行事業者の登録を受けた方は消費税の申告が必要となります。

所得税の確定申告が必要な方

次の1～6に該当する方は所得税の確定申告が必要です。詳しくは上田税務署へお問い合わせください。

- 1 給与所得者で、給与の収入が2,000万円を超える方
- 2 給与所得者で、給与以外の所得金額が20万円を超える方
- 3 給与を2か所以上からもらっていて、年末調整をされなかった方
- 4 事業所得・不動産所得・土地や建物、株等の譲渡所得などの合計所得金額が各種控除額の合計金額を超える方
- 5 青色申告の方
- 6 医療費控除・住宅借入金等特別控除などで所得税の還付を受ける方

確定申告はマイナンバーカードを利用したスマホ・パソコンからのe-Tax申告が便利です。

所得から差し引かれる金額の内訳

前年中に申告者本人が支出した金額（生計を一にする親族のために支出した金額が対象となるものもあります）。

雑損控除	災害・盗難などにより損害を受けた場合、以下のいずれか多い金額が控除できます。 1. (災害、盗難等による損失額－保険金等により補てんされる金額)－(総所得金額等の合計額)×10% 2. 災害関連支出の金額－5万円 ※証明書等を必ず添付してください。																								
医療費控除	控除額は、「支払った医療費－保険金等の補てん額－総所得金額等の合計額×5%と10万円のいずれか少ない金額」です。 ※「医療費控除の明細書」を必ず添付してください。																								
医療費控除(セルフメディケーション税制)	予防接種や健康診断など一定の取組を行う方が、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合、支払額の一部分が控除されます。 控除額は、「特定一般用医薬品等購入費－保険金等の補てん額－12,000円」(限度額88,000円)です。 ※「セルフメディケーション税制の明細書」を必ず添付してください。 ※令和4年度申告から「一定の取組を行ったことを明らかにする書類」は添付等が不要となりました。 ※「セルフメディケーション税制」と「医療費控除」はいずれか一方を選択します。																								
社会保険料控除	健康保険料、介護保険料、国民年金保険料などを支払った金額です。 ※国民年金保険料等については支払証明書(領収書)を必ず添付してください。																								
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度に基づく掛金(旧第2種共済契約を除く)、企業型年金加入者掛金、個人型年金加入者掛金(iDeCo)、心身障害者扶養共済の掛金などを支払った金額です。 ※支払証明書等を必ず添付してください。																								
生命保険料控除	生命保険契約の支払保険料や個人年金保険契約の支払掛金がある場合、支払額の一部分が控除されます。 記入する支払保険料は、「支払った保険料－配当を受けた金額」です。 ※支払証明書等を必ず添付してください。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">旧制度(H23.12.31以前締結分)</th> <th colspan="2">新制度(H24.1.1以後締結分)</th> </tr> <tr> <th>支払保険料</th> <th>生命保険料控除額</th> <th>支払保険料</th> <th>生命保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>15,001～40,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2 +7,500円</td> <td>12,001～32,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2 +6,000円</td> </tr> <tr> <td>40,001～70,000円以下</td> <td>支払保険料×1/4 +17,500円</td> <td>32,001～56,000円以下</td> <td>支払保険料×1/4 +14,000円</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>一律35,000円</td> <td>56,001円以上</td> <td>一律28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・新契約と旧契約の両方ある場合は、それぞれの控除額の合計額(上限28,000円)となります。ただし、旧契約のみで計算した方が有利な場合は旧契約の適用限度額が適用されます。 ・生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料について、上記の算式で計算した額をそれぞれの控除額とし合計します。(控除限度額は70,000円) 	旧制度(H23.12.31以前締結分)		新制度(H24.1.1以後締結分)		支払保険料	生命保険料控除額	支払保険料	生命保険料控除額	15,000円以下	支払保険料の全額	12,000円以下	支払保険料の全額	15,001～40,000円以下	支払保険料×1/2 +7,500円	12,001～32,000円以下	支払保険料×1/2 +6,000円	40,001～70,000円以下	支払保険料×1/4 +17,500円	32,001～56,000円以下	支払保険料×1/4 +14,000円	70,001円以上	一律35,000円	56,001円以上	一律28,000円
旧制度(H23.12.31以前締結分)		新制度(H24.1.1以後締結分)																							
支払保険料	生命保険料控除額	支払保険料	生命保険料控除額																						
15,000円以下	支払保険料の全額	12,000円以下	支払保険料の全額																						
15,001～40,000円以下	支払保険料×1/2 +7,500円	12,001～32,000円以下	支払保険料×1/2 +6,000円																						
40,001～70,000円以下	支払保険料×1/4 +17,500円	32,001～56,000円以下	支払保険料×1/4 +14,000円																						
70,001円以上	一律35,000円	56,001円以上	一律28,000円																						
地震保険料控除	地震保険料や旧長期損害保険料(平成18年12月31日までに締結したもの)がある場合、支払額の一部分が控除されます。 記入する保険料支払額は、「支払った保険料－配当を受けた金額」です。 ※支払証明書等を必ず添付してください。 ・地震保険料の控除額は、保険料支払額の1/2(限度額25,000円) ・旧長期損害保険料の控除額は、保険料のうち5,000円までの部分の全額+5,000円を超える部分の金額の1/2(限度額10,000円) 控除限度額は地震保険料と長期損害保険料合わせて25,000円です。																								
寄附金税額控除	・都道府県、市区町村、長野県共同募金会、日赤長野支部、長野県内に事務所などがある公益法人など(条例指定分)に対して2,000円を超える寄附を行った場合控除されます。 ※領収書・支払証明書等を必ず添付してください。																								

扶養控除等の内訳

	令和6年12月31日現在(年の途中で死亡した場合はその日現在)で、あなたと生計を一にする配偶者や親族で、合計所得金額が48万円以下の方を扶養している場合は、下記の金額が控除されます。 ※事業専従者や他の方の扶養となっている方は、この控除を適用することはできません。																		
配偶者控除	配偶者控除 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所得者の合計所得金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超950万円以下</td> <td>22万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超1000万円以下</td> <td>11万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table> ※合計所得金額が、1,000万円を超える所得者については、配偶者控除の適用はありません。	所得者の合計所得金額	控除額		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	33万円	38万円	900万円超950万円以下	22万円	26万円	950万円超1000万円以下	11万円	13万円				
所得者の合計所得金額	控除額																		
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者																	
900万円以下	33万円	38万円																	
900万円超950万円以下	22万円	26万円																	
950万円超1000万円以下	11万円	13万円																	
16歳未満(年少)の扶養親族	扶養控除 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>該当者</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人</td> <td>70歳以上の方</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td>同居している70歳以上の直系尊属</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>特定</td> <td>19歳以上23歳未満の方</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>16歳以上で老人・特定扶養に該当しない方</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>年少^(注1)</td> <td>16歳未満の方</td> <td>控除額なし</td> </tr> </tbody> </table> (注1) 16歳未満の年少扶養親族については、非課税限度額の算定に必要ですので、該当する扶養親族がある場合には必ず記入ください。	区分	該当者	控除額	老人	70歳以上の方	38万円	同居老親等	同居している70歳以上の直系尊属	45万円	特定	19歳以上23歳未満の方	45万円	その他	16歳以上で老人・特定扶養に該当しない方	33万円	年少 ^(注1)	16歳未満の方	控除額なし
区分	該当者	控除額																	
老人	70歳以上の方	38万円																	
同居老親等	同居している70歳以上の直系尊属	45万円																	
特定	19歳以上23歳未満の方	45万円																	
その他	16歳以上で老人・特定扶養に該当しない方	33万円																	
年少 ^(注1)	16歳未満の方	控除額なし																	
配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合、所得者の所得金額、配偶者の所得金額に応じて控除されます。 ※事業専従者や他の方の扶養となっている方は、この控除を適用することはできません。																		
障害者控除	あなたの配偶者控除・扶養控除・16歳未満の扶養親族 ^(注2) の対象となっている方が障害者(障害者手帳等の交付を受けている方、または障害者に準ずる証明書をお持ちの方)の場合は、下記の金額が控除されます。 (注2) 16歳未満の扶養親族であっても、この控除は適用されます。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通障害者</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者 ※身体障害者手帳1・2級・精神障害者保健福祉手帳1級・療育手帳Aなどの認定を受けている方</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td>53万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	控除額	普通障害者	26万円	特別障害者 ※身体障害者手帳1・2級・精神障害者保健福祉手帳1級・療育手帳Aなどの認定を受けている方	30万円	同居特別障害者	53万円										
区分	控除額																		
普通障害者	26万円																		
特別障害者 ※身体障害者手帳1・2級・精神障害者保健福祉手帳1級・療育手帳Aなどの認定を受けている方	30万円																		
同居特別障害者	53万円																		
本人控除	申告される方が、下記の控除区分に該当する場合。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>控除区分</th> <th>内容</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寡婦</td> <td>「ひとり親」該当せず合計所得金額が500万円以下で、①又は②に該当する方 ①夫と離婚し再婚をしていない方で、扶養親族(合計所得金額が48万円以下)を有する方 ②夫と死別または夫の生死が不明で、その後再婚をしていない方</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>ひとり親</td> <td>総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する独身の父母で、合計所得金額が500万円以下の方</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>障害者</td> <td>障害者手帳等の交付を受けている方、または障害者に準ずる証明書をお持ちの方</td> <td>普通 26万円 特別 30万円</td> </tr> <tr> <td>勤労学生</td> <td>各種学校等の学生で、合計所得金額が75万円以下で、かつ、そのうち給与所得以外の所得が10万円以下の方 ※在学証明書を添付してください。</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>基礎控除</td> <td>合計所得金額</td> <td>2,400万円以下 43万円 2,400万円超 2,450万円以下 29万円 2,450万円超 2,500万円以下 15万円</td> </tr> </tbody> </table>	控除区分	内容	控除額	寡婦	「ひとり親」該当せず合計所得金額が500万円以下で、①又は②に該当する方 ①夫と離婚し再婚をしていない方で、扶養親族(合計所得金額が48万円以下)を有する方 ②夫と死別または夫の生死が不明で、その後再婚をしていない方	26万円	ひとり親	総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する独身の父母で、合計所得金額が500万円以下の方	30万円	障害者	障害者手帳等の交付を受けている方、または障害者に準ずる証明書をお持ちの方	普通 26万円 特別 30万円	勤労学生	各種学校等の学生で、合計所得金額が75万円以下で、かつ、そのうち給与所得以外の所得が10万円以下の方 ※在学証明書を添付してください。	26万円	基礎控除	合計所得金額	2,400万円以下 43万円 2,400万円超 2,450万円以下 29万円 2,450万円超 2,500万円以下 15万円
控除区分	内容	控除額																	
寡婦	「ひとり親」該当せず合計所得金額が500万円以下で、①又は②に該当する方 ①夫と離婚し再婚をしていない方で、扶養親族(合計所得金額が48万円以下)を有する方 ②夫と死別または夫の生死が不明で、その後再婚をしていない方	26万円																	
ひとり親	総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する独身の父母で、合計所得金額が500万円以下の方	30万円																	
障害者	障害者手帳等の交付を受けている方、または障害者に準ずる証明書をお持ちの方	普通 26万円 特別 30万円																	
勤労学生	各種学校等の学生で、合計所得金額が75万円以下で、かつ、そのうち給与所得以外の所得が10万円以下の方 ※在学証明書を添付してください。	26万円																	
基礎控除	合計所得金額	2,400万円以下 43万円 2,400万円超 2,450万円以下 29万円 2,450万円超 2,500万円以下 15万円																	

◎ 上記は町県民税の控除額のため、所得税の控除額とは異なります。

主な改正点

住宅借入金等特別控除の申告について、子育て・若者夫婦世帯で令和6年中に入居された方について、要件に該当する場合は借入限度額の上乗せ、控除額の上限額が増額となりました。

また、認定住宅等以外の一般の住宅については控除の対象外となりました。

青少年のひろば

発行・編集
 坂城町青少年を育む町民会議
 (坂城町教育委員会 教育文化課生涯学習係)

2025. 2
 NO.90



青少年を育む町民会議では、町の子どもたちが、心身ともに健やかに成長できるよう、育成部会、教育部会、環境部会の各部会において、学校や諸団体、地域の皆さんの協力のもと、さまざまな取組みを行っています。今年度も残り2か月となりましたが、令和6年度のおもな活動内容をお伝えします。

5月 町民会議全体会

関係者の皆さんへ、令和6年度の事業計画の説明と講演会を開催しました。

6月 親子で楽しく学んだ「川の学校」

つげば小屋「魚とし」の店主であり、町民会議理事長の後藤敏一さんが講師を務め、2日間、親子で千曲川や伝統漁法について楽しく学びました。



7月 坂城高校生も参加！ 駅前啓発活動

坂城高校生も参加！

毎年度実施している

駅前啓発活動に、今年度は坂城高校生徒会の皆さんが初参加。元気な声かけにより、多くの方に青少年健全育成の大切さを伝えることができました。



8月 初企画！ 夏休み町内企業見学

町内の2つの企業を見学しました。児童たちは、普段見ることのできない会社の中の様子を熱心に観察し、メモを取っていました。



▲(株)ロビニアにて



▲(株)竹内製作所にて

企業の皆さん、ご協力いただき、ありがとうございました。

11月 青少年健全育成交流会

毎年恒例の「ウォークラリー」



各コースの優勝チーム

- Aコース チームNoOnE (新地)
- Bコース 町横尾A
- Cコース コスモス (金井)
- Dコース 中之条YAK

大会」を今年度は南条地区で開催しました。205名が参加し、世代を超えた交流を図りながら各コースを楽しく歩き、地域の歴史や文化を学びました。

12月 長野地方ジュニアリーダー研修会

長野地域の各市町村の中学生を対象にグループワークやレクリエーション研修が行われ、坂城中学校の6名も積極的に取り組んでいました。



3月 坂城町育成会 リーダー研修会

令和7年度に地区子ども会長になる児童を対象として、国立妙高青少年自然の家で、リーダーとして必要な協調性と自主性を養うための研修会を3月25日(火)に開催予定で現在準備中です！

町内小学生 3 名がドッジボール全国大会へ出場！

坂城町スポーツ少年団ドッジボールの団員の小林姫咲さん(村上小5年)、佐藤琉乙さん(南条小5年)、小宮山來実さん(坂城小4年)の3名が、12月に滋賀県で開催された「第11回全日本女子総合ドッジボール選手権」に長野県代表として選抜され出場しました。

11月27日(水)、役場に来庁した際には、「大きな声を出してチームに貢献したい」と小宮山さんが話すなど、3人ともに大会への強い意気込みを話していました。



人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会 ～共に認め合い、共に支え合う社会をめざして～

12月7日(土)、文化センターで「人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会～共に認め合い、共に支え合う社会をめざして～」を開催しました。

この集会は、一人ひとりが、共に認め合い支え合う人権感覚を養うとともに、福祉への理解を深め明るく住みよい人権・共生のまちづくりの実現を目指して毎年開催しています。



集会では、はじめに、村上小学校4年生が、人権の花運動の活動について発表しました。

「贈呈式」で5種類の花の種とプランターをもらったこと、その種をグループごと友だちと協力してポットに植え、水やりをして大切に育てたこと、そして、成長した花々を近所の障がい者支援施設の方々と一緒にプランターに植え替えて交流を深めたこと、終業式の日、みんなで育てた5種類の花と手紙をその障がい者施設の方々に渡したことを各グループが順番に発表し、この活動を通して、「ひとを思いやる気持ちがわかった」と感想を述べていました。

続いて行われた記念公演では、劇団新制作座の「泥かぶら」が上演され、村上小学校の児童も出演しました。

物語は、醜い顔をしているため、「泥かぶら(泥まみれの大根)」とあだ名をつけられた女の子が、村のみんなに馬鹿にされ気持ちが荒む日々を送る中、ひとりの老法師と出会い、前向きに生きていくための3つの教えを授かり成長していくお話です。

最初は、教えの意味が分からず、悶々とした日々を過ごしていた「泥かぶら」ですが、ある日、偶然に助けた農夫から感謝の言葉をかけられたことをきっかけに、だんだんと自分の可能性や信じる力を育み、まわりの人や友情の大切さを知り、人の気



持ちを思いやり、共感できる前向きな気持ちに変わっていくことで自然と周りの人々からも愛されるようになっていきます。

第2幕で出演した児童は、「セリフとか練習はいっぱいした。本番は緊張したけど、舞台上がる前に劇団の人から優しく『大丈夫』と声を掛けてもらったので頑張れた。楽しかった。」と感想を話していました。

また、幕間の休憩時には、ロビーで福祉事業所による物販も行われ、多くの方が購入していました。



お知らせ

2月の税の納期

国民健康保険税(第8期)
介護保険料(第8期)
納期限は2月28日(金)

納期限までに最寄りの金融機関またはコンビニなどで納めてください。(介護保険料はコンビニでは納付できません。)

口座振替は、2月28日(金)に指定口座から振替をします。振替日前日までに残高をご確認ください。

納付方法や口座の変更を希望される場合は、2月18日(火)までにご連絡ください。(ゆうちよ銀行は次の期からの振替になります。)

◎問い合わせ先

総務課収納推進係
☎82-3111(内線142)
直通75-6206

農地相談会のお知らせ

農業委員会および農業支援センターでは、農地についての無料相談会を開催します。農地についての疑問、困っていることや農地を貸したい、借りたい

などの希望がありましたら、気軽にご相談ください。
期日・場所

○2月4日(火)
文化センター
○2月5日(水)
金井地区麦・大豆等生産振興センター

○2月6日(木)
ふれあいセンター
○2月7日(金)
役場第3会議室(3階)

時間 午前10時～正午
相談員 農業委員・農地利用最適化推進委員

◎問い合わせ先

坂城町農業委員会事務局
(商工農林課内)
☎82-3111(内線156)
直通75-6207

女性のための相談会

町の女性専門相談員が女性の悩みや困りごとについて、相談会を開設します。パートナーや職場での人間関係、仕事と家庭の両立・子育てなどの相談に応じます。相談は無料で秘密は堅く守られますので、気軽に相談ください。

日時 2月18日(火)
午後1時30分～3時30分
場所 隣保館

◎問い合わせ先

企画政策課人権・男女共生係
(隣保館内)
☎82-6603

司法書士による

相続登記無料相談月間

長野県司法書士会では、相続登記について無料で相談に応じます。

日時 2月3日(月)～28日(金)
午前9時～午後4時
(土日祝日を除く)

場所 県内各司法書士事務所

※必ず事前に電話でお問い合わせください。

相談料 無料

各司法書士事務所については、長野県司法書士会のホームページでご確認ください。

◎問い合わせ先

長野県司法書士会
☎026-232-7492

司法書士による

昔の借金無料相談会

長野県司法書士会では、法テラス長野の後援のもと、借金に関する無料相談を実施します。

日時 3月1日(土)
午前10時～午後4時
相談方法

■面談での相談

場所 長野県司法書士会館
(長野市妻科399番地)

事前予約 必要

予約方法 2月28日(金)までに長野県司法書士会事務局
(☎026-232-7492)にお申込みください。

■電話での相談

事前予約 不要

☎0120-448-788
法テラスにおける無料相談

法テラスにおける法律扶助の資力要件を満たさない相談者の方についても、当日は無料で相談に応じます。

資力要件を満たす方は、法律相談援助を利用いただくことで、必要に応じ、相談員が簡易な法的文書を作成し、お渡しすることができるともありません。(簡易援助。この場合は相談者の方に2,200円の費用負担が発生します。)

◎問い合わせ先

長野県司法書士会
☎026-232-7492
法テラス長野
☎0570-078327



県営住宅 2月統一募集

受付期間

2月12日(水)～26日(水)

受付場所

長野県住宅供給公社3階(長野市南長野南町1003-1)募集団地等

長野県住宅供給公社のホームページに掲載しています。

◎問い合わせ先

長野県住宅供給公社
県営住宅課
☎026-227-2322

福祉の職場相談会

「福祉の職場について詳しく知りたい」、「就職を考えたい」という方のために、職場や仕事・資格の説明、面談を行う職場相談会を開催します。

日時 3月7日(金)

午後1時30分～3時30分

場所 ホテルメトロポリタン長野

詳しくは長野労働局または長野県福祉人材センターのホームページをご覧ください。

◎問い合わせ先

ハローワーク篠ノ井
☎026-293-8609
長野県福祉人材センター
☎026-226-7330

北信地域合同企業説明会

北信地域の優良企業107社が集合し企業説明会を開催します。

対面での説明会は大変貴重です。参加された皆さんには「企業ガイドながの2025北信版(企業情報冊子)」を無料で差し上げます。

日時 3月7日(金)

午後1時～4時30分

場所 シャトレレーゼホテル長野
対象者 令和8年3月に大学・短大・高専・専修学校を卒業予定の方、大学等卒業して概ね3年以内の方およびその家族

※大学1～2年生の企業研究・職場研究としての参加も可能
参加料 無料
詳しくは2025企業ガイドながの北信版のホームページをご覧ください。

◎問い合わせ先

- ・長野労務対策協議会
☎026-227-2720
- ・更埴職業安定協会
☎026-293-5762



保育士

(会計年度任用職員)を募集します

坂城町立保育園で働いてく



ださる保育士を募集します。

■各職種共通事項■

任用期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日(勤務実績により継続任用あり)

勤務地 町内保育園

勤務条件・給料等 左記の各募集案内に記載のほか、坂城町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び規程・坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づく

応募要件 保育士資格を有する方または令和7年3月31日までに取得見込みの方

提出書類

- ・履歴書(顔写真添付)
 - ・保育士証の写しまたは資格取得見込証明書
- 応募方法 提出書類を2月14日(金)までに下記応募先へ提出してください。

■フルタイム保育士(クラス担任)

勤務条件

- ・休園日を除く月々金曜日(土曜日の交代勤務や行事による休日出勤あり)で週38時間45分で割り振り
 - ・社会保険 厚生年金 雇用保険、労災保険に加入
- 給料等
- ・月額給料 19万1,300円

(令和7年1月現在)

諸手当あり

選考 書類選考後、面接を実施します。日時については後日通知します。

■パートタイム保育士

勤務条件

- ・休園日を除く月々金曜日で午前8時30分～午後4時30分(週20時間未満)
 - ・労災保険に加入
- 給料等
- ・時間給 1,105円(令和7年1月現在)
 - ・諸手当あり

■パートタイム保育士(長時間保育)

勤務条件

- ・休園日を除く月々金曜日
- ①午前7時30分～8時30分
- ②午後4時～7時30分(ただし、終了時間は勤務園および状況による)
- ・土曜日
- ③午前8時30分～午後1時
- ④午後1時～7時30分(ただし、終了時間は勤務園および状況による)

勤務条件

- ①②③④ともに労災保険に加入
- 勤務日・時間については相談に応じます。また、①～④のうちいずれかひとつの時間帯でも可能です。

給料等

・時間給 1,287円(令和7年1月現在)

諸手当あり

◎応募・問い合わせ先

・教育文化課子ども支援室
☎82-3111(内線253)

直通75-6209

・坂城保育園
☎82-2111

坂城町社会福祉協議会

職員を募集します

■地域活動支援センター指導員
募集人員 嘱託職員1名
勤務地 地域活動支援センター

給料等

- ・月額給料 19万8,700円
 - ・賞与(年2回) など
- 応募要件 普通自動車免許を有する方(利用者の送迎あり)
- 提出書類
- ・履歴書

募集期間 随時受付

選考 面接を実施します。詳細は後日連絡します。

■訪問入浴介護 パート看護師
募集人員 パートタイム1名
勤務地 坂城町社会福祉協議会

賃金

- ・訪問1件あたり1,990円(1時間30分程度)

・賞与(年2回) など

応募要件 看護師資格および普通自動車免許を有する方

提出書類

・履歴書

・資格証および運転免許証の写し

募集期間 随時受付

選考 面接を実施します。詳細は後日連絡します。

■訪問介護 パート訪問介護員
募集人員 若干名
勤務地 坂城町社会福祉協議会

賃金

- ・1,150円(介護福祉士)
 - ・賞与(年2回) など
- 応募要件 初任者研修(ヘルパー2級)または介護福祉士の資格および普通自動車免許を有する方
- 提出書類
- ・履歴書
 - ・資格証および運転免許証の写し

募集期間 随時受付

選考 面接を実施します。詳細は後日連絡します。

各募集の月額給料および賃金額は、令和7年4月以降の適用となります。その他詳しくは、左記へお問い合わせください。

◎応募・問い合わせ先

(福)坂城町社会福祉協議会

☎82-2551

資源循環型施設整備事業に係る住民説明会の開催

上田地域広域連合が進めている資源循環型施設(統合ごみ焼却施設)整備事業についての説明会を開催します。

日時・場所

○2月20日(木)午後7時
ひとまちげんき・健康プラザうさだ多目的ホール
○2月28日(金)午後7時
上田文化会館大ホール

内容 環境影響評価結果、建設計画、施設周辺整備計画 ほか
◎問い合わせ先
上田地域広域連合ごみ処理広域化推進室
☎71-7705

千曲衛生センターで肥料を販売します

千曲衛生センターでは、千曲肥料(千曲3号)を有料で販売します。有機の発酵肥料のため安全で速攻性があります。予約販売しますので、希望する方は、お電話ください。(販売台数128台分・販売数量約32t)
販売価格 軽トラック(250kg位)1,000円
予約受付開始 2月10日(月)
販売開始 2月25日(火)

注意事項

※運搬を希望する場合は、別途運搬代1,000円頂きます。
※ひとり2台までとします。
※希望日にお渡しできない場合がございます。

◎予約・問い合わせ先

千曲衛生センター
☎026-272-0534

停電情報お知らせサービス無料アプリ

町と災害協定を締結している中部電力パワーグリッド(株)では、お住まいの地域やご実家などの停電情報をプッシュ通知で受け取ることができます。アプリを運用しています。
停電中の地域がマップ上で色づけ表示されるほか、ハザードマップが確認できます。大雪や台風など災害時の停電情報の確認にご活用ください。



無料アプリのダウンロードはこちらから

Android

ios

◎問い合わせ先

中部電力パワーグリッド(株)
ネットワークコールセンター
☎0120-985-232

講座・催し

千曲坂城シニア大学 (旧 更埴地区老人大学) 学生募集

各種の活動を通じて教養を深め、学び合う仲間づくり、生きがいのある生活を送れることを目指して、千曲坂城シニア大学を開校します。
入学資格
町内に居住する概ね60歳以上で学習意欲のある方
場所 千曲市戸倉創造館
学習内容 講義、野外研修、移動教室、体験講座

定員 120名
授業料 1講座につき500円(野外研修、移動教室、体験講座は別途負担あり)
募集期間
2月1日(土)～28日(金)

◎申込・問い合わせ先

千曲坂城シニア大学事務局
☎026-276-2687
福祉健康課福祉係
☎82-3111(内線135)
直通75-6205

長野県シニア大学 学生募集

〔一般コース〕 入学資格

県内在住で概ね50歳以上の方
学習内容 教養・趣味健康交流・地域づくり講座など
定員 長野130名・上小60名(ともに先着順)
授業料 年額12,000円(教材費、研修旅行費など別途負担あり)
募集期間
2月1日(土)～3月31日(月)
学習期間 2年間
**〔専門コース〕
入学資格**
県内在住で概ね50歳以上の方
学習内容 地域課題を解決するスキルを学ぶ専門的な講座

定員 長野30名(先着順)
授業料 年額26,000円
募集期間
2月1日(土)～3月31日(月)

◎申込・問い合わせ先

長野県シニア大学長野学部
☎026-228-7023
長野県シニア大学上小学部
☎25-7124
福祉健康課福祉係
☎82-3111(内線135)
直通75-6205

子ども茶の湯教室 参加者募集

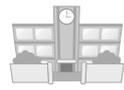
小中学生対象に「子ども茶の湯教室」を開催します。茶の湯を通して作法・礼など日本文化を学びましょう。初めての方でも気軽に参加ください。
日時 3月1日(土)
午前10時～正午
場所 文化の館
参加費 100円(当日お持ちください)
◎申込・問い合わせ先
坂城町公民館(文化センター内)
☎82-2069





学校だより

がんばったこと 村上小学校



ぼくが がんばったこと

六年東組 なかむら
中村 璃久 りく

ぼくは今年六年生になってがんばったことは三つあります。

一つ目は音楽会です。理由は、音楽会で演奏したマリリンバを、休み時間なども使わずと練習していたからです。その結果、本番ではまちがえずにスムーズに演奏することができてよかったです。また合唱もがんばりました。体育館全体に響くように歌うことができてよかったです。

二つ目はマラソン大会です。

低学年のころは体力がなくて順位もよくなかったけれど、三年生から始めた陸上で、あまり休まないように練習を続け、少しずつ体力がついてきたので、六年生最後のマラソン大会では、一ケタの順位を取ることができました。低学年のときの悔しかった気持ちも、卒業前に晴らすことができてよかったです。

三つ目は国語・算数です。国語・算数は六年生になってから急に難しくなりました。国語では、宿題の漢字で難しい字や画数の多い字に挑戦しました。算数では、授業中、自分にとってわかりやすいようにメモを取ったり、わからないことは友だちや先生に聞いて復習したりしました。その結果、テストで高得点を取ることができました。

ぼくたちは四月から中学生になります。六年生でがんばったことを大切に、中学校でもさらにがんばっていききたいです。



二学期がんばったことと中学に向けて

六年東組 まつせき
松崎 朱莉愛 しゆりあ

私が二学期でがんばったことは、算数です。その中でも特にがんばったのは図形です。立体で底面積を求めてから体積を求めるのをはりましました。角柱や円柱の体積の公式も求めたりしました。二つに分けて計算するものががんばったけど、初めのうちは、どこがどうなっているのかわからなくて、悩みました。またどこが底面かを見つけないでやったら解けませんでした。がんばって計算したおかげです。

私たちが六年生は、三学期が終わるといよいよ中学生です。だから三学期は準備していく学期になります。

中学に向けてがんばりたいことは、忘れ物しないこと、あいさつです。私はよくものを忘れて困るときがあるので、しっかりとメモして、準備して忘れ物がないようにしたいです。またあいさつでは、今の私は自分からあいさつができていないので、中学では自分からしっかりと元気よくあいさつをしたいです。そのために三学期は自分からあいさつができるようにがんばりたいです。

そして中学でしっかりと取り組めるように準備したいです。

食育だより



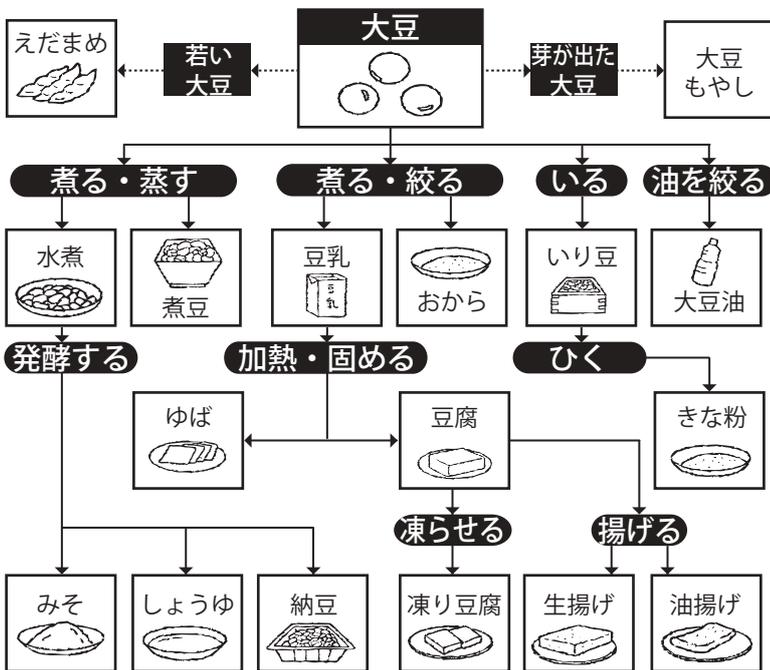
食育・学校給食センター
82-2559



今年2月2日が節分です。「豆」は「魔滅」の由来があり、邪気を追い払い無病息災を願うことから豆まきが行われます。大豆は「畑の肉」といわれるほど良質の植物性たんぱく質が豊富に含まれます。



大豆からつくられる食品・調味料





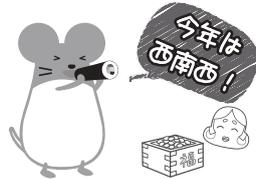
子育て支援センターだより



— 子育て支援センター ☎ 82-2291 —

立春とはいえまだまだ寒い日が続いています。衣服等で調節しながら、食事をしっかりとる、生活リズムをくずさないなど、体調管理に気を付けたいですね。

子育て支援センターでは、インフルエンザや新型コロナウイルス等感染症予防に気を付けながら、みなさんの来館をお待ちしています。



2月の行事予定 (時間正確にお集まりください)

日程	内 容		時 間
8日(土)	開館日	申込みは保健センター (☎75-6230) にお願ひします	午前中
	ハッピーベビー教室	町保健師による安心して出産・育児をするための教室です。	
12日(水)	わくわくタイム(ひな祭りの制作)	親子で制作をし、季節の行事を楽しみましょう❀	午前10時
15日(土)	開館日		午前中
17日(月)	身体測定と食育相談	身体測定と保育園管理栄養士の食育のお話です。	午前10時
20日(木)	子育てサークル「ねずこん」	メンバーを募集しています!あかちゃんも大歓迎!	午前10時
27日(木)	ママのヨガ教室	スポーツインストラクターが教える教室です♪お子さんと一緒に!	午前10時

いずれの行事にも事前申込みをお願いします。なお、行事内容は変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。支援センター便り「すくすくひろば」でのお申込み、または支援センターに電話 (☎82-2291) でお申込みください。






12月に大盛況だったクリスマス制作とクリスマス会

センターの行事の紹介

職員一同、皆さんのお越しを楽しみにしています!

今月の相談 ☺ 気軽にご相談ください。希望される方は事前に支援センター、または各園にお申込みください。

支援センター	午前9時～午後5時 (分室訪問時間を除く)	☎82-2291	
分室訪問	坂城保育園 4日(火)	☎82-2111	午前9時 午後1時
	南条保育園 10日(月)	☎82-3630	
	村上保育園 18日(火)	☎82-2229	
	坂城幼稚園 25日(火)	☎82-3295	

分室訪問では、育児・子育ての相談や、保育園管理栄養士の食育相談(離乳食、幼児食、食べ方について等)も行っています。

あそびに来る方へ

開館日・時間

- ◇平日 午前9時～正午・午後2時～4時30分
- ◇土曜開館日 午前9時～正午

センターへの持ち物

- 水分補給のお茶、おむつ、おしりふき、
- お手ふき、ティッシュ、着替え、ごみ袋

当番医 (医科・歯科)



2月

- 2日(日) かいぬま耳鼻咽喉科医院【千曲市内川】 ☎(026)275-3341
 やしろあきたクリニック【千曲市屋代】 ☎(026)247-8468
 渡辺歯科医院 【千曲市稲荷山】 ☎(026)272-1313
- 9日(日) さかき生協診療所 【中之条】 ☎82-0101
 安里医院 【千曲市内川】 ☎(026)275-7800
 柳沢歯科医院 【千曲市稲荷山】 ☎(026)273-5638
- 11日(火) とよき内科 【千曲市磯部】 ☎(026)276-0413
 安川整形外科クリニック【千曲市屋代】 ☎(026)273-6611
 宮坂歯科医院 【千曲市小島】 ☎(026)272-0133
- 16日(日) 千曲中央病院 【千曲市杭瀬下】 ☎(026)273-1212
 林歯科医院 【千曲市上山田温泉】 ☎(026)275-1064
- 23日(日) とも泌尿器科クリニック【千曲市磯部】 ☎(026)261-5815
 中沢医院 【千曲市小島】 ☎(026)272-0131
 宮島歯科医院 【千曲市粟佐】 ☎(026)273-3064
- 24日(月) 武市医院 【中之条】 ☎82-2606
 坂口整形外科 【千曲市屋代】 ☎(026)273-8680
 滝沢歯科医院 【千曲市粟佐】 ☎(026)272-1132

診療時間 医科：午前9時～午後5時 歯科：午前9時～正午

※都合により変更になる場合がありますので、当番医を利用される場合は、電話・新聞などでご確認ください。

乳幼児健診

実施場所：保健センター
 ☎82-3111(内線 511、512) 直通 75-6230



健診	対象児	受付日時
4か月児健康診査	令和6年10月生	6日(木)午後1時
7か月児健康相談	令和6年7月生	20日(木)午前9時
10か月児健康相談	令和6年4月生	25日(火)午前9時
1歳児健康相談	令和5年12月～令和6年1月生	13日(木)午前9時
1歳6か月児健康診査	令和5年6月～7月生	18日(火)午後1時

粗大ごみの回収・資源物のサンデーリサイクル

2日(日)、16日(日) 午前8時30分～10時
 日精樹脂工業(株)様 駐車場

- 対象品目**
- ①粗大ごみ、家電4品目(有料)
 - ②資源物のサンデーリサイクル
 (びん・缶・ペットボトル・プラスチック容器包装・紙類等・古着等の布類)
 - ③小型家電の無料回収

12月分の家庭系可燃ごみの前年比 (家庭から収集所へ出される量とちくま環境エネルギーセンターに出される量の合計)

■令和5年12月分 192.62 t
 ■令和6年12月分 204.18 t **+11.56 t**

いろいろな相談



心配ごと法律相談

10日(月)、20日(木)
 午前9時30分～正午
 役場第4・5会議室(3階)

10日は弁護士、20日は司法書士による法律相談です。相談をご希望の場合は、相談日の3日前までに社会福祉協議会【☎82-2551】へ予約してください。

行政相談

17日(月) 午前9時30分～正午
 役場第5会議室(3階)

年金相談

18日(火) 午前9時～午後4時
 役場第3会議室(3階)

相談をご希望の場合は、10日(月)までに住民環境課住民係【☎82-3111(内線 122) 直通 75-6204】へお申込みください。

障がい者(児)相談

12日(水) ▶役場第5会議室(3階)
 26日(水) ▶老人福祉センター
 午後1時30分～4時

相談をご希望の場合は、相談日の2日前までに千曲・坂城障がい者(児)基幹相談支援センター【☎026-275-0548】へお申込みください。

すこやか相談

28日(金) 午前9時～正午
 保健センター

お子さんの体重測定や子育て・離乳食の相談など、気軽にご相談ください。相談をご希望の場合は、事前に保健センター【☎82-3111(内線 512) 直通 75-6230】へお申込みください。

坂城町県道 網掛 木くずチップ処分業



取扱品目

生雑庭剪竹根
 木木木枝草子

ホームページもご覧ください。

ローソン坂城村上店様より上田方面車で1分

ぜひお持ち込みください

- ★片付けから解体工事まで
- ★立木伐採
- ★マニフェスト発行OK!

お気軽にご相談ください

建設 木くずチップ処分 産業廃棄物・一般廃棄物
田中開発有限会社

- ◎産業廃棄物処分業
 長野県知事許可2006127108
- ◎一般廃棄物処分業
 坂城町指令28-227号

木くずチップ工場へのお問い合わせ

TEL: 0268-71-0552
 090-3333-0560

HP: https://tanaka-kaihatsu.jp/company/
 長野県埴科郡坂城町大字網掛1372-12
 ※日曜・祝日休み 8:30～17:00営業

図書館へ行こう



町立図書館 ☎82-3371 開館時間：午前10時～午後6時

2月の催し物

☆おはなし会

8日(土) 午前10時30分～

☆「のぼんて」さんの創作紙芝居

15日(土) 午前10時30分～

☆ちいさなおはなし会～あかちゃんひろば～

28日(金) 午前10時30分～

☆点字・点訳講座 講師：山口静枝さん

4日(火)、18日(火) 午後2時～

新着図書

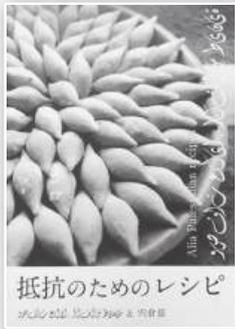
12月には一般書 88 冊、児童書 74 冊が入りました。
町ホームページで新着図書のリストが見られます。

☆おすすめの本

抵抗のためのレシピ

Alia Palestinian recipes 第2版

(著：Alia Milad、穴倉 慈/VOLVER 穴倉慈)



パレスチナ・ガザ地区で暮らす、母であり料理人でもある2人の女性が作ったパレスチナ料理のレシピ本。ガザでの暮らしの現状などのコラムも掲載されています。

2月の休館日

が休館

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

絵本専門士 棟田聖子さんの講演会



絵本専門士で松川村図書館長でもある棟田さんの講演会を開催します。

松川村図書館とちひろ美術館の連携や、絵本について面白いお話がたくさん聞けます！

日時 2月22日(土) 午前10時30分～正午
場所 集会室(町立図書館2階)

保健センターだより

保健センター
☎82-3111 (内線511)
直通75-6230



《令和7年度》

健康診査・がん検診等の 申込みについて

毎年、保健センターから町に住民登録をしている19歳以上の方全員に「健康診査・がん検診等申込書」を配布し、提出をお願いします。提出いただいた申込書をもとに検診等のご案内を行っており、各検診で《町の検診を受ける》を選択した方には、後日、日程等の詳しいご案内を通知します。

町の検診では、受診者の検診に係る検査費用の約半分を町が負担しており、また、文化センターや保健センターなど身近な会場で受診することができます。

申込書の提出後も、検診の新規申込み・変更・キャンセルなどは随時受付していますのでご連絡ください。



まちのうごき

世帯数：6,222世帯(−15)

人口：13,864人(−26)

令和7年1月1日現在

男：6,880人(−23)

※()は前月比

女：6,984人(−3)

まちの交通事故

件数：5件

累計：34件(−11)

令和6年12月中

死者：1人

※累計は1月から

累計：1人(+1)

()は前年比

負傷者：5件

累計：42人(−15)

イベントのご紹介

坂城のお雛さま

ひな

坂城町内外に残る江戸時代から現代までの雛人形を一堂に集め、「坂城のお雛さま」を開催します。現代の吊るし飾りも数多く展示し、様々なイベントも開催します。皆さんのお越しをお待ちしています。

2月6日(木)
▶ 3月30日(日)

坂木宿ふるさと歴史館
鉄の展示館

両会場とも午前9時～午後5時
(最終入館は4時30分まで)
・坂木宿ふるさと歴史館…100円
・鉄の展示館…400円
(両会場とも中学生以下は無料)
※鉄の展示館入館後の坂木宿ふるさと歴史館入館料は無料。
※坂木宿ふるさと歴史館入館後の鉄の展示館入館料は300円。

1 坂木宿と昭和橋を歩くガイドツアー

日時 2月9日(日)～3月16日(日)
の毎日曜日 午前10時～正午
集合場所 坂木宿ふるさと歴史館
(受付…午前9時30分より)
案内 坂木宿ふれあいガイドの会
参加費 400円(入館料含む)

2 つるし飾り(結び)をつくらう

日時 2月8日(土)・15日(土)
・23日(日)
午前10時～正午・午後1時～3時
場所 坂木宿ふるさと歴史館
講師 さかき和布の会
参加費 500円(入館料別)

3 羊毛フェルトでお花のブローチづくり

日時 2月22日(土)・3月9日(日)
午前10時～正午・午後1時～3時 ともに随時
場所 坂木宿ふるさと歴史館
講師 MS.ten わたしのてしごと屋
参加費 700円(入館料別)

4 アロマを楽しむ 水引のお花づくり

日時 2月16日(日)・19日(水)
3月2日(日)
午前10時～正午・午後1時～3時 ともに随時
場所 坂木宿ふるさと歴史館
講師 アロマテラピールームfuka*風香*山崎あき子さん
参加費 1,000円(入館料別)



◎問い合わせ先 坂木宿ふるさと歴史館 ☎82-4193 鉄の展示館 ☎82-1128

「広報さかき」へのご意見・ご要望をお寄せください

■編集・発行 〒389-0692 長野県埴科郡坂城町大字坂城10050
坂城町企画政策課 ☎ 0268-82-3111
直通0268-75-6211 FAX 0268-82-8307
■印刷 株式会社シーデンス

この広報誌は再生紙で作られています。

さかきまち
すメール

— 配信情報 —

- 災害・防災情報
- 町からのお知らせ
- 安心・安全情報
- 町のイベント情報

登録をご希望の方は、QRコードからアクセスするか次のメールアドレスへ空メールを送信してください。 t-sakaki@sg-p.jp



QRコード